

# あなたの署名が平和なまち 市川をつくります

平和・無防備条例で、戦争に協力しない憲法9条のまちにします。

ジュネーブ条約と憲法に基づき、文化がより尊重され、平和で自然環境が保全された町をめざします。

ほろは平和の使者の  
新記録がひつじよ!



## 署名スタート の集い

3/11(土)13:30~

市川公民館 第1会議室  
ゲスト: 前田 朗 (東京造形大学教授)

3/18(土)18:00~

市川教育会館 研修室  
※以降毎週(土)6時~同場所で開催

## 何の署名 ですか?

市川市に新しい平和条例をつくるため、議会に働きかける署名です。1ヶ月に有権者の50分の1、7500筆が必要です。

## 何の ために?

わたしたち市民一人ひとりのいのちと暮らしを守るためです。軍隊は住民を守りません。

## どんな条例 ですか?

ジュネーブ条約(国際人道法)に基づき、市川市が戦争に協力しないことを世界に宣言する条例です。

## その 効果は?

無防備地域の条件を満たすと宣言すると、他国は、攻撃できません。戦争をしないと誓った憲法を活かした平和な町をつくります。

## 無防備地域宣言の条件

ジュネーブ条約では、下記の4条件を満たした宣言地域に、攻撃してはいけないと書いています。

- ① 戦闘員・移動兵器が撤去されていること
- ② 固定された軍用施設などが敵対的に使用されていないこと
- ③ 当局又は住民による敵対行為がないこと
- ④ 軍事行動を支援する活動がないこと

## 直接請求の署名期間

3/18(土)~4/17(月)



市川・三番瀬

## 平和・無防備条例をめざす市川の会

<http://www2.ttcn.ne.jp/peace-ichikawa/>

〒272-0031 市川市平田2-20-24

tel/fax.047-322-0715 tel.090-1034-1227 (田口)

E-mail: peace-ichikawa@rainbow.dti.ne.jp

連絡先

いまや武力ではなにも解決にならないことを世界は学びつつあります。この運動は、沖縄から北海道まで全国で広がっています。市川市民だけの安全をめざすものではありません。私たち市民が戦争の加害者にも被害者にもならないように、この取り組みをはじめました。市川市で「平和無防備地域条例」をつくり、さらにこの条例をもつ自治体が増えることによって世界に平和のネットワークをひろげていきたいと考えています。

